

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	資源エネルギー庁、国土交通省、環境省 環境部、建設部
件名	10 太陽光発電設備設置に係るルール of 制定について		
提案市	伊那市		
提案要旨	平成24年7月に施行された再生可能エネルギー固定価格買取制度により発電設備の設置が促進され、その中でも事業開始手続き等が短期間で行える太陽光発電設備の設置がその殆どを占めている。 太陽光発電設備の設置については、農地など法令による手続きが必要な土地以外は、届け出等の必要がないため、近隣住民等への事前の説明がなく、突然建設が始まって住民との間でトラブルになった事例もあり、今後も同様のトラブルが増えることが予想されることから県又は国による設置に係る統一ルールの制定を要望する。		
提案理由	再生可能エネルギーの普及は喫緊の課題であり、設置を促進させるため関係法令の規制緩和が進められてきたが、普及促進に重点を置いているため適正な利用に関するルールについては議論されていない。 太陽光発電設備の設置に関しては、自然環境や住環境への配慮義務に関する法令等は殆どなく、各自治体で必要に応じてガイドライン等による対応を行っていることから、地域ごとの設置基準の相違による格差が生じるおそれがあることから統一ルールが必要である。		

現況及び課題等	太陽光発電設備は、建築基準法による工作物から除外されており、土砂災害警戒区域や土石流危険渓流などへ設置が可能なため、災害を心配する声がある。また、降雨時の傾斜地における雨水や土砂の流出も懸念されている。 近隣住民は反射光や電磁波なども心配しており、説明が無いまま設置されてしまうと心理的にも不安になる。 大規模な発電設備の設置は大手企業や都市部の企業が事業を実施していることが多く、利益が地元に還元されない状況であり、地域の財産である再生可能エネルギーの恩恵を地域に還元できる仕組みの構築も必要であると考ええる。
関係法令	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 建築基準法 土砂災害防止法 環境影響評価法 長野県環境評価条例 環境基本法 長野県環境基本条例